

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

2
2014
Vol.194



国府台女子学院は創立88年の歴史を持つ小学部・中学部・高等部を有する仏教系の女子校です。時代が変わろうと仏教教育も女子教育もその存在意義は揺るぎません。本校はその確信の下、永い伝統を現代に活かした新キャンパスで魅力創りを目指します。

写真提供：学校法人 平田学園（千葉県市川市）

CONTENTS

- 平成24年度決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況…………… 2
- 平成25年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの報告…………… 5
- 連載②③ 「魅力あふれる学校づくりを目指して」
 永い伝統を現代に活かす新キャンパスで魅力創り…………… 7
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付…………… 9
- 産休期間中も掛金が免除されます…………… 10
- 私学共済制度の加入者資格…………… 11
- 任意継続加入者制度のご案内…………… 12
- 短期給付課からのお知らせ…………… 13
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成二十四年度決算集計からみた 大学・短期大学・高等学校の財務状況

私学事業団では、「平成二十五年度学校法人基礎調査」を基に二十四年度決算データを集計した『平成二十五年度版 今日私学財政（大学・短期大学編）』と『平成二十五年度版 今日私学財政（高等学校・中学校・小学校編）』のCD-ROMを、二十五年十二月に各学校法人に送付しました。

今回は、『今日の私学財政』の集計データより、消費収支計算書から帰属収支差額比率について、貸借対照表から運用資産と要積立額について分析します。

法人種別の帰属収支差額比率（表1）

帰属収支差額比率は、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の帰属収入に対する割合です。この比率がプラスで大きくなるほど自己資本は充実されていることとなり、経営の健全化のためにはプラスを継続していくことが必要です。仮に、この比率がマイナスになると、当年度の帰属収入で消費支出を賄うことができず、自己資本を取り崩すこととなります。マイナスの要因が臨時的な場合を別として、

マイナスの状況が長期間続くこととなれば経営にも影響を及ぼし、資金繰りに支障を来すことにもなりかねません。つまり、この比率は、学校法人の収支状況を端的に表す財務比率と言えます。

(1) 大学法人

大学法人全体の帰属収支差額比率は、二十三年度の三・一％から五・二％へ上昇しています。これは、二十三年度の退職給与引当金計上基準の変更による影響と考えられます。この計上基準の変更により、二十三年度の退職給与引当金繰入額が一時的に増加したため支出増となり、帰属収支差額に影響が生じましたが、二十四年度では、同繰入額が減少したこともあり、帰属収支差額の増加につながったと考えられます。

次に同比率がマイナスの法人数の割合は、二十四年度では五三九法人のうち一八八法人で三四・九％と、二十三年度の四一・八％から大きく下降しています。また、同比率がマイナス二〇％未満の法人数も二十三年度の五四法人から四二法人と大きく減少しています。

(2) 短期大学法人

短期大学法人全体の帰属収支差額比率は二十三年度の四・五％から二・四％へ下降しています。これは、二十三年度の寄付金収入の増加が一時的であった

ため、二十四年度では収入減となり帰属収支差額の減少につながったと考えられます。

次に同比率がマイナスの法人数の割合は、二十四年度では一一三法人のう

表1 帰属収支の推移（法人種別）

(1) 大学法人

区分 年度	集 計 法人数	帰属収入計 (A) 百万円	消費支出計 (B) 百万円	帰属収支差額 (C=A-B) 百万円	帰属収支 差額比率 (C/A) %	帰属収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						法人数		割合	
						法人数	割合	法人数	割合
20	531	5,723,501	5,678,997	44,504	0.8	235	44.3	69	13.0
21	536	5,756,192	5,545,497	210,695	3.7	215	40.1	56	10.4
22	532	5,800,626	5,533,837	266,789	4.6	203	38.2	57	10.7
23	541	5,995,876	5,808,861	187,015	3.1	226	41.8	54	10.0
24	539	5,940,168	5,629,027	311,141	5.2	188	34.9	42	7.8

※大学法人…大学を設置している学校法人とする。

(2) 短期大学法人

区分 年度	集 計 法人数	帰属収入計 (A) 百万円	消費支出計 (B) 百万円	帰属収支差額 (C=A-B) 百万円	帰属収支 差額比率 (C/A) %	帰属収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						法人数		割合	
						法人数	割合	法人数	割合
20	127	177,018	182,431	△ 5,413	△ 3.1	71	55.9	23	18.1
21	127	181,939	180,864	1,075	0.6	69	54.3	15	11.8
22	119	169,452	169,496	△ 44	△ 0.0	58	48.7	14	11.8
23	120	176,698	168,682	8,016	4.5	55	45.8	11	9.2
24	113	164,737	159,148	5,589	3.4	44	38.9	8	7.1

※短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人とする。

(3) 高等学校法人

区分 年度	集 計 法人数	帰属収入計 (A) 百万円	消費支出計 (B) 百万円	帰属収支差額 (C=A-B) 百万円	帰属収支 差額比率 (C/A) %	帰属収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						法人数		割合	
						法人数	割合	法人数	割合
20	647	716,408	719,668	△ 3,260	△ 0.5	333	51.5	69	10.7
21	644	715,027	693,565	21,462	3.0	268	41.6	35	5.4
22	640	757,105	705,958	51,147	6.8	244	38.1	40	6.3
23	650	776,999	726,453	50,546	6.5	255	39.2	35	5.4
24	666	786,192	736,396	49,796	6.3	246	36.9	33	5.0

※高等学校法人…高等学校を設置している学校法人で、大学・短期大学を設置している学校法人以外とする。

ち四四法人で三八・九%と、二十三年
度の四五・八%から下降しています。
また、同比率がマイナス二〇%未満の
法人数も二十三年度の一一法人から八
法人と減少しています。

(3) 高等学校法人

高等学校法人全体の帰属収支差額比
率は、二十三年度の六・五%から六・
三%へわずかに下降しています。

次に同比率がマイナスの法人数の割
合は、二十四年度では六六六法人のう
ち二四六法人で三六・九%と、二十三
年度の三九・二%から下降しました。
また、同比率がマイナス二〇%未満の
法人数も二十三年度の三五五法人から三
三法人と減少しています。

学校種別の帰属収支差額比率(表2)

(1) 大学

大学全体の帰属収支差額比率は、過
去五か年で最低となった二十三年度の
四・五%から六・一%へ上昇していま
す。これは、大学法人と同じように二
十三年度の退職給与引当金計上基準の
変更による影響と考えられます。この
計上基準の変更により、二十三年度の
退職給与引当金繰入額が一時的に増加
したため支出増となり、帰属収支差額
に影響が生じましたが、二十四年度で
は、同繰入額が減少したこともあり、
帰属収支差額の増加につながったと考

えられます。

次に同比率がマイナスの学校数の割
合は、二十四年度では五八八校のうち
二〇八校で三五・四%と二十三年度の
四二・二%から大幅に下降しています。
また、同比率がマイナス二〇%未満の
学校数も二十三年度の九九校から九一
校と減少しています。

(2) 短期大学

短期大学全体の帰属収支差額比率
は、二十三年度に寄付金収入の一時的
な増加があつたため二・四%とプラス
になりましたが、二十四年度はマイナ
ス二・三%と再びマイナスに転じてい
ます。

次に同比率がマイナスの学校数の割
合は、二十四年度では三三五校のうち
一八九校で五六・四%と二十三年度の
五四・七%から上昇しています。また、
同比率がマイナス二〇%未満の学校数
は二十三年度の九五校から八九校と減
少しています。

短期大学については学校数の減少や
収支状況の悪化などにより、大学や高
等学校に比べ一段と厳しい状況が続い
ています。

(3) 高等学校

高等学校全体の帰属収支差額比率
は、二十年度でマイナス一・七%と最
低となりましたが、二十一年度以降は
プラスに転じ、二十三年度において一・

三%とやや下降したものの二十四年度
では再度上昇しています。

次に同比率がマイナスの学校数の割
合は、二十四年度では一、二六六校の
うち五四六校で四三・一%と二十三年

度の四七・四%から下降しました。ま
た、同比率がマイナス二〇%未満の学
校数も二十三年度の一四六校から一〇
九校と大幅に減少しています。

表2 帰属収支の推移(学校種別)

(1) 大学

区分 年度	集 計 学校数	帰属収入計 (A)	消費支出計 (B)	帰属収支差額 (C=A-B)	帰属収支 差額比率 (C/A)	帰属収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合	学校数	割合
	校	百万円	百万円	百万円	%	校	%	校	%
20	577	3,239,362	3,074,776	164,586	5.1	229	39.7	93	16.1
21	586	3,237,934	3,030,745	207,189	6.4	230	39.2	97	16.6
22	579	3,244,917	3,038,182	206,735	6.4	227	39.2	98	16.9
23	592	3,359,855	3,209,655	150,200	4.5	250	42.2	99	16.7
24	588	3,294,579	3,092,060	202,519	6.1	208	35.4	91	15.5

※大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門とする。

(2) 短期大学

区分 年度	集 計 学校数	帰属収入計 (A)	消費支出計 (B)	帰属収支差額 (C=A-B)	帰属収支 差額比率 (C/A)	帰属収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合	学校数	割合
	校	百万円	百万円	百万円	%	校	%	校	%
20	376	232,600	245,081	△ 12,481	△ 5.4	227	60.4	118	31.4
21	371	220,097	232,979	△ 12,882	△ 5.9	223	60.1	116	31.3
22	358	209,793	218,142	△ 8,349	△ 4.0	207	57.8	102	28.5
23	353	220,026	214,711	5,315	2.4	193	54.7	95	26.9
24	335	193,970	198,493	△ 4,523	△ 2.3	189	56.4	89	26.6

※短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門とする。

(3) 高等学校

区分 年度	集 計 学校数	帰属収入計 (A)	消費支出計 (B)	帰属収支差額 (C=A-B)	帰属収支 差額比率 (C/A)	帰属収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合	学校数	割合
	校	百万円	百万円	百万円	%	校	%	校	%
20	1,272	989,579	1,006,820	△ 17,241	△ 1.7	693	54.5	176	13.8
21	1,279	989,088	983,168	5,920	0.6	625	48.9	137	10.7
22	1,244	980,758	961,935	18,823	1.9	578	46.5	125	10.0
23	1,263	1,008,733	995,274	13,459	1.3	599	47.4	146	11.6
24	1,266	1,017,333	989,881	27,452	2.7	546	43.1	109	8.6

※高等学校…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての高等学校部門とする。

運用資産と要積立額（表3）

貸借対照表より、学校法人が本来積み立てておくべき減価償却累計額や退職給与引当金等の金額（要積立額）とそれに対応した各種引当特定資産や現金預金、有価証券などの運用資産の保有状況を分析します。

通常の財政状態であれば、要積立額を超える運用資産を保有し、学校法人を永続的に維持するための施設設備の拡充・更新、将来の退職金の支払い及び奨学金の支払い等を賄うための資産を十分備えていると考えられますが、帰属収支差額のマイナスが続くなど、資金に余裕がなくなると、要積立額に対応する運用資産の保有が十分にできない状況や運用資産の一部を取り崩して支払いに充てている状況になり、本来保有しておくべき金額に不足が生じることになります。

(1) 大学法人

二十四年度の大学法人は、運用資産、要積立額ともに増加しています。収支状況は改善しているものの、減価償却累計額等の急激な増加により、要積立額も増加したことから運用資産の積立不足額が増加しています。

(2) 短期大学法人

二十四年度の短期大学法人は、運用

資産、要積立額ともに減少しています。法人数の減少や収支状況の悪化により、運用資産の減少額が要積立額の減少額より大きくなったことから、積立不足額は増加しています。

(3) 高等学校法人

二十四年度の高等学校法人は、運用資産、要積立額ともに増加しています。収支状況は改善しているものの、減価償却累計額等の増加により、要積立額も増加したことから運用資産の積立不足額が増加しています。

まとめ

帰属収支差額は法人の収支状況を端的に表します。帰属収支差額のマイナス分を過去の自己資本の蓄積を取り崩して補う状況が続けば、施設・設備等の建て替えが遅れることになります。減価償却の状況からは、施設設備等の老朽化が進んでいることがうかがえ、教育活動に支障を来すことにもなりかねません。

過去より蓄積された運用資産は、この厳しい競争環境を乗り切るための大事な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学金の創設などの各学校法人の中長期計画に基づき、蓄積目標や運用方法及び運用期間を定めることが必要になります。

学校法人は教育内容の充実・特色化

表3 運用資産と要積立額

(1) 大学法人

区分 年度	集計 法人数	運用資産 (A)	要積立額 (B)	要積立額内訳				積立不足額 (C=B-A)
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金	
20	法人 531	億円 86,620	億円 105,128	億円 73,875	億円 9,458	億円 10,592	億円 11,203	億円 18,508
21	536	87,400	108,556	77,479	8,832	11,132	11,113	21,156
22	532	87,724	111,795	79,599	9,144	11,890	11,161	24,070
23	541	91,679	118,641	84,067	9,018	12,919	12,637	26,962
24	539	92,870	121,535	86,729	8,536	13,788	12,482	28,665

※大学法人…大学を設置している学校法人とする。

※運用資産…固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

(2) 短期大学法人

区分 年度	集計 法人数	運用資産 (A)	要積立額 (B)	要積立額内訳				積立不足額 (C=B-A)
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金	
20	法人 127	億円 3,312	億円 3,838	億円 3,156	億円 289	億円 134	億円 259	億円 526
21	127	3,395	4,081	3,397	298	139	247	686
22	119	3,154	3,974	3,311	288	142	233	820
23	120	3,196	4,101	3,406	256	206	233	905
24	113	3,047	4,020	3,322	270	207	221	973

※短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人とする。

※運用資産…固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

(3) 高等学校法人

区分 年度	集計 法人数	運用資産 (A)	要積立額 (B)	要積立額内訳				積立不足額 (C=B-A)
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金	
20	法人 647	億円 9,480	億円 12,602	億円 10,902	億円 866	億円 319	億円 515	億円 3,122
21	644	9,678	13,033	11,356	851	321	505	3,355
22	640	9,978	13,371	11,712	826	331	502	3,393
23	650	10,315	13,939	12,285	803	333	518	3,624
24	666	10,762	14,483	12,879	776	336	492	3,721

※高等学校法人…高等学校を設置している学校法人で、大学・短期大学を設置している学校法人以外とする。

※運用資産…固定資産のうち有価証券と各種引当特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

を図るとともに経営基盤を安定させ、学校経営を行っていくかなければなりません。今後もしも理事長や学長・校長のリーダーシップの下で、教職員全体で情報を共有し、経営と教学が一体となって一層の改革に取り組むことが求められます。

様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回の決算集計を学校法人の経営改善・発展に向けた取り組みの参考にしていただき、お役立ていただければ幸いです。

問い合わせ先（私学事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎〇三（三三三）七八四〇七八四三七八五〇
Eメール k-chousa@shingaku.go.jp

平成二十五年

私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの報告

近年、学校法人においては、安定した財政基盤の確保や、教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、財政運営と教学の一体改革に取り組むことが何より必要となっています。そこで私学事業団では、昨年度に引き続き、学校法人のリーダーと若手職員それぞれを対象としたセミナーを開催しました。

私学リーダーズセミナー

理事長・学長等、経営の責任者である私学のリーダーが経営面・教学面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図ることを目的として「私学リーダーズセミナー」を開催しました。

一日目は、本事業団職員による「学校経営講座（私学経営・学校法人会計基準・財務分析）」の後、参加法人ごとに財務状況等の分析を行う個別法人分析会、本事業団の「専門人材バンク」に登録された私学経営に関する専門知識を有する外部有識者による個別相談会、本事業団の業務説明会をそれぞれ実施しました。その後、和やかな雰囲気での懇親会が開かれ、参加者と講師等の交流も深まりました。

二日目は、「私学に求められるもの」と「大学の魅力向上に向けて」の改善事例に基づく講演があり、その後、大学の魅力向上に向け、講師と参加者に

よる活発な意見交換が行われました。

セミナー終了後にアンケートのご協力をいただきましたので、その一部をご紹介します。

講演「学校経営講座」

- ・私学を取り巻く外部環境の変化が激しいので、教授会等学内における説明に利用でき、大変役に立った。
- ・学校法人会計が新制度に移り、不明な点もあったので大変勉強になった。
- ・ほかのセミナーと比べて類を見ない圧倒的なデータに基づく分析は大変ありがたい。

個別法人分析会

- ・客観的な視点でアドバイスをいただき、感謝している。また、これからやろうとすることを話すことができ、方向性が正しいかどうかの確認ができた。

- ・個別のデータに基づいた説明を受け、弱点と共に長所も理解できた。今後の活動を計画する上での指針となった。

講演「私学に求められるもの」

- ・地域と共に歩むこと、学生の成長を地域の方にも担っていただくことの大切さを知った。組織が同じ方向に向くにはどうしたらいいのか、ここまでするためにはどのようなステップを踏んだらいいのかを考えさせられた。

- ・講師のような覚悟が自分にあるのか自問している。学長と二人三脚で励みたい。

講演「大学の魅力向上に向けて」

- ・職員を積極的に育てようとする姿勢が伝わってきた。予算・計画・行動・評価と、プロセスを設定してやる気をおこさせる仕掛けが必要であることが分かった。
- ・理事会の果たすべきリーダーシップの意味が理解できた。

◇私学リーダーズセミナー

開催場所・日時：

- ①東京【東京ガーデンパレス】平成25年10月7日・8日
- ②京都【京都ガーデンパレス】平成25年12月11日・12日

対象：①学長（副学長） ②理事長（理事）

参加数：各会場20法人を定員として募集し、東京会場20法人及び京都会場19法人が参加

○1日目（財務の見方を知得し、自法人の状況を把握）

時間	研修内容等
10:30～	開会
10:40～	講演①「学校経営講座（私学経営）」
12:40～	講演②「学校経営講座（学校法人会計基準）」
13:50～	講演③「学校経営講座（財務分析）」
15:00～	個別法人分析会※1 専門家相談会※2 業務説明会※2・3
17:00～	懇親会

※1 1時間入れ替え制（経営相談）

※2 希望法人のみ

※3 本事業団の寄付金、学術振興基金、補助金等の業務についてのご案内

○2日目（教学改革など大学の魅力向上に向けたマインド形成）

時間	研修内容等
10:10～	講演④「私学に求められるもの」 【東京】住吉廣行（松本大学学長） 「これからの大学経営 ～松本大学の地域連携～」 【京都】納谷廣美（明治大学学術顧問） 「大学改革に向けた挑戦 ～持続可能な大学を構築するために～」
12:50～	講演⑤「大学の魅力向上に向けて」 【東京】大谷忠彦（福岡工業大学常務理事） 「前へ進む学校経営 ～戦略的経営を支える職員力の育成～」 【京都】岡本史紀（和洋学園理事、前芝浦工業大学理事） 「私学の再生経営 ～破綻の淵に立った一私立大学、再生の諸施策～」
14:10～	意見交換会・閉会（16:00）

※講師肩書は講演時、敬称略



私学リーダーズセミナー（京都）における意見交換会
左から、河田理事長、納谷明治大学学事顧問、岡本和洋学園理事

意見交換会

・学長として何をどう考えながらリーダーシップを発揮していけばいいのかなど、多くのことを学ぶことができた。

・I R、教員と職員の連携がとても参考になった。また、目標（数値目標）を立てることの大切さ、実施後のフォローが大切であることも学んだ。

なお、参加法人の中から、経営相談の申し込みや、講師の先生、本事業団職員への講演依頼等もありました。

改革に向けた取り組みに対して、本事業団としても様々な形で支援してまいります。

私学スタッフセミナー

大学改革には教職協働が不可欠との認識から、職員の能力開発が重要性を増しています。そこで、将来、学校運営の中核を担う若手職員を対象に、能力開発と大学改革に向けた意欲形成を図ることを目的として、「私学スタッフセミナー」を開催しました。

本セミナーは、受講生が主体的、能動的に研修に取り組み、学校法人経営や高等教育政策の課題について、広範な知識と柔軟な思考力を習得できるよう、講師との意見交換やグループワークのほか、新学部設置をテーマとしたディベートなどを実施しました。

セミナー終了時には、参加者全員が職員の役割と重要性を再認識し、大学改革に向けた意欲の形成を図ることが



私学スタッフセミナー（箱根）におけるディベートの様子

◆私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

開催場所・日時：

①箱根【対岳荘】平成25年9月25日～27日 ②葉山【相洋閣】平成25年10月23日～25日

対象：25歳～30歳の大学・短大職員

参加数：各会場 20 法人を定員として募集し、箱根会場 25 法人及び葉山会場 24 法人が参加

○1日目

時間	研修内容等
13:00～	開会・オリエンテーション
14:10～	講演①「私学行政の現状」 【箱根】文部科学省高等教育局私学部参事官 牛尾則文 【葉山】文部科学省高等教育局私学部参事官室学校法人経営指導室専門官 麻生 亘
15:20～	講演②「私立学校法について」 【箱根】文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長 松坂浩史 【葉山】文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係長 菅谷 匠
16:20～	講演③「大学改革の現状」 【箱根】文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長 松坂浩史 【葉山】文部科学省初等中等教育局財務課長 池田貴城
18:30～	懇親会

○2日目

時間	研修内容等
9:10～	講演④「大学教育の課題」 【箱根】新静岡学園理事長 大坪 檀 【葉山】関西国際大学学長 濱名 篤
10:40～	講演⑤「大学職員の心得」 【箱根】実践女子学園理事長 井原 徹 【葉山】前共愛学園前橋国際大学大学運営センター長 岩田雅明
12:45～	講演⑥「学生動向の現状と課題」
13:35～	講演⑦「学校法人会計と財務分析」
15:10～	講演⑧「経営分析と経営計画」
16:20～	グループワークⅠ（グループ討議）

○3日目

時間	研修内容等
8:30～	グループワークⅡ（ディベート、振り返り、総合到達度確認テスト）
13:00～	修了証書等授与
14:30～	理事長講演・閉会（15:00）

※講師肩書は講演時、敬称略

できました。
なお、セミナー終了後にアンケートのご協力をいただきましたので、その一部をご紹介します。
・職員であることを誇りに思い、学園のために積極的に意見を出していきたいと思えた。
・当事者意識、帰属意識、大学内での自身の立ち位置について、「若手だから、役職についていないから」というのは逃げであると感じるようになった。
・上司に対しては問題解決のために提

案し実行できる職員に、後輩に対しては学びのきっかけを作れる職員に、同世代に対してはより良い大学づくりのためのチームになる職員を目指したい。
・様々な角度から物事を考え、協調性を持ち、常にポジティブ、当事者意識を持った職員になりたい。

問い合わせ先

私学経営情報センター 私学情報室
☎〇三(二三〇)七八四四・七八四五
Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 23

永い伝統を現代に活かす新キャンパスで魅力創り

学校法人 平田学園 国府台女子学院 学院長 平田 史郎

国府台女子学院は、千葉県の西端、古くは下総国の国府が置かれ、万葉の昔より栄えた歴史と文化の薫り高い市川市に所在する、小学校・中学校・高等学校十二年一貫教育を行う女子校です。

建学以来一貫して仏教、特に浄土真宗の御教えを基盤とした教育を実践していますが、仏教の目指すものが「智慧」と「慈悲」であることに鑑み、深い情操を涵養する心の教育に加え、高い教養を獲得するための学習指導にも力を入れ、現在では県下でもトップクラスの大学現役進学率を誇る女子進学校としての評価も定着してきました。

沿革

山口県の浄土真宗寺院に生まれた創立者平田華蔵は、亡き母の恩愛に報いるため、自らの理想とする女子教育を自らの手で創らんと発願しました。

時は一世紀近くも昔、大正デモクラシーと呼ばれた明るく自由な世相の中、女性の権利伸長と共に女子教育の重要性に光が当たった時代のことでした。

そして大正十五年、文部省より任命

された千葉女子師範学校長の要職をあえて辞した平田華蔵は、労苦の末、この市川の地に国府台高等女学校を開学したのです。

以来八十八年、本学院は一貫して仏教精神を基盤とし「敬虔」「勤労」「高雅」を教育の三大目標に掲げた教育実践を重ねてきました。

さて、開学から間もなく一転して混乱の昭和を迎え、そして戦中戦後と本学院もご多分に漏れず艱難辛苦の時代を過ごしましたが、学制改革の後、昭



1,800人収容の大講堂。舞台中央に見えるのは須弥壇

和三十五年には小学部を開設、また五十九年には首都圏での先駆けとなった高等部英語科の開設など、常に新たな教育に取り組んできました。

そして現在、わずか一五一名の生徒で始まった本学院も、今日では小学部・中学部・高等部合わせて二、〇二〇余名の児童・生徒を擁するまでに発展し、去る平成二十五年五月には創立八十八年の祝賀と、小・中・高とも完全リニューアルされた新キャンパスの落成披露を兼ねた式典が盛大に挙行されました。

本学院の教育方針

「仏教教育」

冒頭でも述べたように、本学院は創立時より一貫して仏教精神を基盤とした教育を行っています。

小学部から高等部まで週一時間設けられた仏教授業と、年間八回の仏教行事を通じ、釈尊の説かれた仏教、なかでも親鸞聖人がお開きになった浄土真宗の御教えに触れることで自己を見つめなおし、「私はどのように生きるべきなのか」を常に自らに問えるような女性に成長していただきたいと願っています。

日本は、元来は仏教国です。しかし、現在キリストの誕生日を知らぬ人のいない我が国で、お釈迦様の誕生日を知る人はどれほどいらっしゃるでしょうか。



学院祭野外ステージの看板は生徒の手づくり

私は、このような文明の岐路とも言うべき現代社会にこそ、仏教的価値観という、欧米的なそれとは全く異なった位相からこの世界を観る目を持った人材を育む教育の意義はますます高まるものと確信しています。

「女子教育」

本学院のもう一つの特徴は、一貫して女子教育に徹しているということでした。

近年、公立・私立学校とも共学化が進み、現在では千葉県内では男子校は無くなりましたし、中高一貫の女子校もわずか三校となってしまいました。

しかし、私は建学の精神を鑑み女子教育という原点だけは堅持すべきであ

り、今後も女子教育が現代にできることを追及していきたいと考えています。

子供の世界は、善かれ悪しかれ大人社会の縮図ですから、男子と女子がいれば学校でもなにかと男子中心に動きがちです。しかし、女子校では自らが充実した学校生活を送るためには、女子自らの頭と手を使わなければ何も為しえないのです。

このように、心身の成長期に女子が主体的に考え積極的に動かなければならない女子校という環境に身を置くことは、逆説的かも知れませんが、男女共同社会の中で主体的に考え、行動できる女性を育てるためにはむしろ好ましいことであり、この意味からも女子校の存在意義は重大だと確信しているのです。

「進学指導」

本学院は千葉県内の女子校としては際立った進学実績を誇っています。特に四年制大学への現役進学率では近年の平均でも八五パーセント以上と、大学付属でない高等学校としては首都圏でも高い実績を誇っています。

この成果の理由は、本学院の教育課程にあります。中学部からの習熟度別クラス編成や少人数授業、また高等部ではそれに加え、進路別のクラス設定や個々の受験教科に対応するため、わずか数名の希望でも開講される選択授

業など、個々の能力や志望校に応じた指導を行い、すべての生徒の自己実現に向けたきめの細かい学習指導が可能な体制が整えられているのです。

この学習指導の効果は、本学院が周囲より「面倒見の良い学校」あるいは「入学時の学力に比べて大学進学実績の高い学校」という評価を受けていることから明らかでしょう。

将来を見据えた新キャンパス

本学院は、創立八十八年を機に小・中・高とも校舎はもとより、キャンパス全体を一新することができました。建築延面積二万一、四〇〇平方メートル、工期二年半を要する大事業ですから、詳細について述べる紙数はありませんが、校舎の特徴を一つ挙げる



エントランスホールに入るとすぐ目の前が図書館

すると、「図書館が学校の中心となる学校」を創ろう、というコンセプトで建てられたということでしょう。

私は子供たちの心を育てるためには、まず言葉の力を身に付ける必要があります、そのためには多くの書物に接することが必須だと考えたからです。



情報教育施設も充実。PC教室はこの小学部を含めて3教室

最近の学校建築では、図書館の活用が大きなテーマとなっていますが、本学院ではこのコンセプトをさらに前面に出しました。児童生徒が校舎の玄関に入った正面に図書館を配置し、登下校の際には嫌でもガラス越しに多くの本が目飛び込み、また図書館用の家具や図書の配置にも工夫を加え、子供たちが本に手を伸ばしたくなるような雰囲気を出しました。

最後に

本校の図書館の入り口には『深入経蔵智慧如海（深く経蔵に入りて智慧海の如くならん）』と揮毫された大きな額を掲げました。

この言葉は仏典の一節をお借りしたのですが、つまるところ、本学院の教育目標は、子供たちが自ら学ぶことに価値を見出し、物事を正しく見極める海のように広く、また深い智慧を身に付けることを目標にして、生涯学び続ける人を育むことにあります。

この目標実現のため、本学院では八十八年の伝統と、新たに整備された教育環境を十分に活用し、今後とも建学の精神の具現化に向け努力精進していきたいと思っています。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

平田 史郎（ひらた しろう）

昭和六十三年高等部部長、平成八年国府台女子学院長に就任。十二年より平田学園理事長を兼務。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

三月三日（月）から受け付けを始めます

業務部 資格課

毎年四月は、教職員の三月三十一日の退職や四月一日の採用による報告が集中します。加入者証をできるだけ早く皆さんのお手元に送付するため、私学事業団では今年も各種報告の「事前受付」を三月三日（月）から実施しますので、ぜひご利用ください。

事前受付の対象となる報告

対象となる報告書等	事由発生日
①資格取得報告書* ・新規資格取得 ・再資格取得 ②所属学校等変更報告書 ③被扶養者認定申請書 (取得と同時に申請分に限りです)	4月1日 資格取得 所属変更 被扶養者認定
④資格喪失報告書 ⑤任意継続加入者申出用資格喪失報告書	3月31日 退職

※継続資格取得は対象外です。

提出上の注意

- ①事前受付の対象となる報告書等とは、通常分の報告書等とは、必ず区別して提出してください。
- ②提出書類は記入漏れや誤りのないよう注意してください。特に、学校記号番号に誤りがあると別の学校法人等で決定してしまい、他の学校法人等へ大変迷惑をおかけすることになりますので、注意して記入してください。
- ③「資格取得報告書」を作成する際は、資格を取得する人に私学共済制度の加入履歴を確認し、「新規資格取得」「再資格取得」のいずれかを丸で囲んでください。なお、継続資格取得は事前受付の対象外です。
- ④「資格取得報告書」の基礎年金番号欄は、資格を取得する人に必ず確認して、正確に記入し提出してください。基礎年金番号欄に記入が無いときは資格取得報告書を返送します。
- ⑤書類不備により返送等された場合

は、資格取得の確認が遅れ、加入者証の交付や確認通知書等の送付が遅くなります。

- ⑥任意継続加入から引き続いて四月に採用する人の再資格取得については、任意継続加入期間の資格喪失の確認が間に合わないため、事前受付の対象外です。ただし、任意継続期間が二年で満了している場合は、再資格取得を受け付けます。

報告内容の訂正

- ①事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず「訂正申出書」等により訂正手続きをしてください。

- ②「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日（退職日の翌日）から他の健康保険又は共済組合等に本人として加入した場合は、任意継続の取り下げが必要となりますので、必ず申し出てください。
- なお、次の事由による任意継続の取り下げはできませんので注意してください。
- ・配偶者等の被扶養者となる
 - ・国民健康保険の被保険者となる

加入者証等の取り扱い

- ①三月三十一日退職者は、退職日まで加入者証等を使用して保険診療を受けることができますが、退職後は

直ちに回収してください。

- ②「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合があります。加入者被扶養者証については、被扶養者認定の処理ができ次第送付します。

- ③報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。

【事前受付にかかる発送日等】

受付期間	3月3日（月）以降
決定日	受付から8日～10日後の火曜日・金曜日
発送日	決定日から3日後（土・日・祝日を除きます）

毎週2回の決定後に順次加入者証等の発送を行います。
※受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間（標準処理期間）が必要となります。
※標準処理期間内での発送を心がけておりますので、大幅に到着が遅れた場合以外は、処理状況に関する電話照会を控えていただくようお願いします。
※加入者証等は3月中に学校法人等へ届くことがあります。加入者等への配付は4月1日以降にしてください。

産休期間中も掛金が免除されます

業務部 資格課・掛金課、福祉部 貸付課

平成二十四年八月十日に成立した年金機能強化法により、産休期間中の資格、掛金及び貸付について、平成二十六年四月一日から次のとおり取り扱いが変更となります。

【掛金免除】

産前産後休業期間中も育児休業期間中と同様の取り扱いになります。

①対象となる加入者

出産の日（出産の日が出産予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合は九十八日）から出産の日後五十六日までの間において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さなかった人

②免除期間

産前産後休業を取得した日の属する月から、終了する日の翌日の属する月の前月まで

③免除となる掛金

給与掛金及び賞与掛金（学校法人負担、加入者負担とも免除）。

なお、免除期間であっても、将来

の年金の算定期間となりますので、不利益は生じません。
また、加入者証を使って医療機関にかかることもできます。

④申し出の時期

産前産後休業を開始する月以降、学校法人等を経由して「産前産後休業・育児休業等掛金免除申出書」（新用紙）を提出してください。

※平成二十六年三月以前から産前産後休業を取得していて、四月以降も引き続き休業する人は、四月分から掛金が免除となります。
※四月三十日より前に休業を終了する場合は免除なりません。

※産前産後休業終了後に育児休業を取得する場合は、引き続き掛金が免除となりますが、改めて申し出が必要
です。

【育児にかかる標準給与従前保障の取り扱い】

産前産後休業による掛金免除期間中は育児休業期間中と同様に、育児にかかる標準給与従前保障の適用はありません。

※休業終了後からの適用となりますが、適用もれないよう学校法人等を経由して「従前保障申請書」を必ず提出してください。

【産前産後休業終了後の給与改定】

産前産後休業を終了し職場復帰した加入者が、現在の標準給与の月額と比べて一等級以上の変動があれば、標準給与改定ができます。

①要件（左記のすべてを満たすことが必要です）

- ・産前産後休業が終了した日が平成二十六年四月一日以後であること
- ・職場復帰した日を含む三か月間の給与の平均額が、現在の標準給与の月額と比べ一等級以上の増減があること
- ・当該加入者が給与改定を希望していること

②標準給与の改定月

産前産後休業終了日の翌日の属する月から三か月間の給与の平均額を給与月額として、その翌月（復帰した月から四か月目）から標準給与を改定します。

ただし、復帰した月の給与支払い対象日数（支払基礎日数）が十七日未満の場合は、その月を除いて計算した平均額をもって改定します。

③申請の時期

加入者が職場復帰した四か月目に学校法人等を経由して「標準給与改定申請書（産休・育休終了者用）」（新用紙）を提出してください。

【貸付金定期償還期限の延長】

産前産後休業による掛金免除期間中は育児休業期間中と同様、貸付金の定期償還期限の延長ができます。

①延長期間

掛金免除期間（産休期間及び育児休業期間）の範囲内

②申請の時期

延長開始希望月の前月二十五日（必着）までに、学校法人等を経由して「産前産後休業・育児休業等による定期償還期限延長申請書」（新用紙）を提出してください。
※二十五日が土・日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日に繰り上げります。

※産前産後休業から引き続き育児休業も定期償還の延長を希望する場合は、産前産後休業開始月から育児休業の終了月までを記入してください。

各申請書は、準備ができ次第私学共済ホームページに掲載する予定です。

私学共済制度の加入者資格

業務部 資格課

学校法人等に使用され、給与を受ける人は私学共済制度の加入者となります。また、退職したときや常時勤務をしない人となったときは、加入者の資格を喪失します。個人の意思で加入・脱退することはできません。

私学共済制度の加入者

私立学校に勤務する教職員等は、私立学校教職員共済法に基づき加入者となります。

加入者資格の取得や喪失の要件、手続きについても同法に定められています。

私立学校教職員共済法 第十四条（加入者）

私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

- 一 船員保険の被保険者
- 二 専任でない者
- 三 臨時に使用される者
- 四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

加入者の資格取得

学校法人等に使用される人で、給与を受ける人は、年齢や国籍に関係なく、私立学校教職員共済法に基づき、私学共済制度の加入者となります。本人の意思や希望で加入したり脱退することはありません。

また、「学校法人等に使用される者」とは、学校法人等と実質上の雇用関係があり、給与や賃金を受け取っている人をいいますので、試用期間という形で勤務する場合や、法人の代表者等が給与の支払いを受ける場合なども該当します。雇用契約が正規雇用か臨時雇用であるかは問いません。

加入者の適用除外

私立学校に勤務していても、船員保険の被保険者や、専任でない人、臨時に使用される人、常時勤務に服しない人は加入者になることはできません。
専任でない人とは…他に本業があり、その学校法人等から受ける給与を主たる収入としない人をいい、他の学校法

人等から受ける給与が主たる収入の兼任講師や、医師、弁護士等を本業とする教職員がこれにあたります。

臨時に使用される人とは…臨時の業務で二か月以内の期間を定めて使用される人や日々雇い入れられる人などの雇用関係の実態が臨時的な人です。ただし、臨時的名目で使用されていても雇用関係が常用的で、契約期間経過後も引き続き使用される（日々雇用される人なら一か月を超えて使用される）場合は加入者にしなければなりません。
常時勤務に服しない人とは…専任でない人や臨時に使用される人以外でも、校医や嘱託職員のように、勤務日数や勤務時間について常勤教職員並みの拘束を受けない人をいいます。

休職者の特例

前項の適用除外の対象である常時勤務に服しないときや無給となった場合でも、産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するとき、あるいは公務員の場合における休職の事由に相当し公務員と同等の休職の取り扱いを受けるときは、加入者資格が認められる特例があります（法第十四条第二項）。

加入者の資格喪失

加入者が、次の①～⑤の事由に該当したとき、加入者資格を喪失することになります（法第十六条）。

- ① 死亡したとき
- ② 退職したとき（解雇を含む）
- ③ 専任でなくなったとき、常時勤務に服しない者となったとき
- ④ 無給となったとき（休職等により給与が平常勤務時の二十％未満となったときを含む）
- ⑤ 勤務している学校法人等が解散したとき

加入者が死亡したり退職した場合はもちろんですが、適用除外の状態③や無給になったとき④も、資格喪失の報告をしなければなりません。

なお、前項の「休職者の特例」に該当する場合や、心身の故障による休暇または欠勤で雇用契約が継続していると認められる一か月以内の無給期間、産前六週以前で就業規則に定められた一か月以内の無給期間、懲戒等の処分で一か月以内の停職等処分の無給期間、資格喪失しません。

取得・喪失の報告

採用された教職員等が資格要件を満たし加入者に該当したときや、加入後、資格喪失の事由が生じたときは、学校法人等は十日以内に所定の報告書を私学事業団へ提出してください。

要件や手続きの詳細は、「事務の手引」の該当項目をご参照ください。

任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課

退職の日まで引き続き一年と一日以上加入者で、かつ七十五歳未満の人は、二年を限度として引き続き任意継続加入者となることができます。

任意継続加入者が利用できる事業

短期給付事業―ただし、在職中から継続して傷病手当金・出産手当金の要件（喪失後の給付）に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。
福祉事業―ただし、貸付けと積立貯金は利用できません。
※長期給付事業（年金）は継続できません。

任意継続加入の要件と継続できる期間

要件「退職の日まで引き続き一年と一日以上加入者であった」

次の場合は、申し込めません。

- ・四月一日に採用し翌年三月三十一日に退職した
- ・退職前一年以内に任意継続加入者であった（任継期間が在職期間に含まれないため）
- ・退職時に七十五歳以上

継続できる期間「最長二年間」

最長二年間で満了となります。

ただし、七十五歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の対象となりますので、二年の満了前でも自動的に資格喪失します。

任意継続加入の申し出手続き

退職日から二十日以内に学校法人等を経由して「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出してください。

本人として加入している健康保険が優先されるため、任意継続加入申し出後に健康保険等の被扶養者又は国民健康保険の被保険者になるため、任意継続の申し出を取り下げることができません（中途で資格喪失を申し出ることはできません）。

また、国民健康保険の保険料と任意継続掛金を比較する場合は、離職の理由（倒産・解雇・雇止め等）によっては国民健康保険の保険料が軽減されますので、注意して検討してください。

また、任意継続加入の申し出は、「事前受付」手続き（九ページ参照）が

きますので、ぜひご利用ください。

任意継続加入を確認すると、加入者あてに「任意継続加入者証」（被扶養者がいる人には「任意継続加入者被扶養者証」と、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付しますので、在職中に使用していた「加入者証」、「加入者被扶養者証」、私学事業団が交付した認定証や受給者証は必ず返納してください。

任意継続中の掛金等

任意継続中は、短期掛金（四十歳以上六十五歳未満は介護分掛金を含みます）を全額自己負担することになります。

掛金額は退職時の標準給与の月額（加入期間が十五年以上で、かつ五十五歳以上初めての退職の場合は減額措置あり）又は標準給与の月額の上限額を基に算出しており、掛金率の変更等がなければ二年間変わりません。

掛金の納付方法は、毎月納付のほか、半期ごと（四月・九月分・十月・三月分）や年度末まで（四月・翌年三月分）の一括納付があり、一括納付は一定の割引が受けられます（前納割引制度）。掛金は、納付通知書により必ず納付期限までに払い込んでください。口座振替は行っていません。

納付期限までに掛金の払い込みがない場合は任意継続加入者資格が喪失し

ます。全く納付がない場合は資格取得時にさかのぼって資格が取り消されます。この間にかかった医療費等を全額返還していただくことになりますので、注意してください。

なお、任意継続加入者の資格取得月と同月内に七十五歳に達した場合や、就職して他の健康保険に加入した場合は、月の途中で任意継続加入者の資格を喪失しますが、その月の掛金は納付しなくても構いません。

任意継続加入者をやめる手続き

二年満了したときや、七十五歳に到達したときは、自動的に資格喪失となりますので手続きは不要です。

二年満了前に、国民健康保険（医師会国保などの国民健康保険組合も含みます）への加入や、健康保険の被扶養者になることを希望するときは、切り替えたい月の前月中に「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出し、切替月の前月分までの掛金を忘れずに納付してください。また、健康保険のある職場に再就職したとき（私学を含みます）や、加入者が死亡したときも資格喪失申出書の提出が必要です。

任意継続の資格を喪失したときは、「任意継続加入者証」、「任意継続加入者被扶養者証」及び任意継続期間中に本事業団が交付した認定証や受給者証は必ず本事業団へ返納してください。

短期給付課からのお知らせ

業務部 短期給付課

「給付金等送金記録のお知らせ」の送付を開始します (平成二十六年二月から実施)

加入者が在職中の短期給付金等については、学校法人等へ送金し、送金内容を記載した「給付金等決定・送金通知書」を「学校法人等用」と「加入者用」を学校法人等あてに送付しています。

このたび、この送金した給付金等について、六か月分をまとめて「給付金等送金記録のお知らせ」として、加入者あてに直接送付することとしました。

従来の「給付金等決定・送金通知書」が、送金ごとであるのに対し、「給付金等送金記録のお知らせ」は一定期間内の送金内容が一覧になっているため、確定申告における医療費控除の金額確認等にも利用しやすいものとなっています。

加入者あてに毎年九月に送付している「医療費通知」とあわせてご覧になることにより、医療費や本事業団の自費の仕組みなどについての理解を深めていただき、医療費の健全化への取り組みにご協力をお願いします。

このお知らせは年に二回送付する予定で、初回送付は二月下旬です。

なお、住所や氏名の変更により、過去六か月間に給付金等が支払われたにもかかわらず、このお知らせが未着である場合や、紛失等で再交付を希望される加入者には、「給付金等送金記録のお知らせ再交付依頼」(任意の用紙に加入者番号・送付先住所・氏名・いつの送付分かを明記)を本事業団に提出するようにご連絡ください。

「医療機関で提示する証明書(高齢受給者証、限度額適用認定証等)」の発送方法を変更します (平成二十六年年度から順次実施)

医療機関にかかるときに、七十歳から七十四歳までの人が加入者証(加入者被扶養者証)と一緒に提示する「高齢受給者証」や、高額療養費相当額の窓口負担の軽減を受けるために提示する「限度額適用認定証」等の証明書について、本事業団からの発送方法を一部変更します。

これまでは、「高齢受給者証」や「限度額適用認定証」が交付される場合、

各学校法人等への送付物に封入し、事務担当者から該当する加入者へ配付をお願いしていましたが、加入者証(加入者被扶養者証)が交付されると同時に「高齢受給者証」や「限度額適用認定証」等の証明書が交付される場合は、「加入者証等在中」と表示した封筒に同封して送付することとしました。

また、七十歳の年齢到達により「高齢受給者証」が交付される場合や、給与異動に伴い負担割合が変更となり「高齢受給者証」や「限度額適用認定証」が交付される場合等、加入者証(加入者被扶養者証)が交付されない時についても、「加入者証等在中」と表示した封筒に入れて学校法人等へ送付します。

該当する加入者へは、封入されたまま配付していただきますよう、お願いします。

「整骨院・接骨院での施術について【照会】」の発送方法を変更します (平成二十六年年度から実施)

整骨院・接骨院で施術を受けた場合は、療養費を適切に支給するため、照会状をお送りしています(回答は任意となっています)。

これまでは該当する加入者に返信用封筒と共に配付をお願いしていましたが、このたび、照会文書と返信用封筒を加入者個人あての封筒に入れ、学校

法人等へ送付することとしました。
該当する加入者へは、封入されたまま配付くださるよう、お願いします。

なお、加入者から「照会が届くと自分が不正に関わっているように学校法人等や担当者の方に思われ、迷惑である」とのご意見をいただくことがありますが、この照会はいくまで整骨院や接骨院からの誤請求や適用外の申請がないかを確認するためのものであり、患者である加入者や被扶養者を疑うものではありません。

照会状の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

高齢受給者の一部負担金割合が変更となる予定です

七十歳から七十四歳までの加入者(被扶養者)にかかる一部負担金割合については、平成二十年度以降、軽減特例措置により一割とされてきましたが、平成二十六年四月一日以降に七十歳に達する加入者(被扶養者)※について、七十歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養にかかる一部負担金等の割合が二割となる予定です。

※誕生日が昭和十九年四月二日以降の人

その他の改正事項は内容が決まり次第、私学共済ホームページ等でお知らせします。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

任意継続加入者掛金納付通知書の送付

(1) 平成26年3月中に任意継続加入期間が満了する人

3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します。

(2) 26年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人

3月上旬に26年度分の「任意継続掛金納付通知書」(以下「納付通知書」といいます)を任意継続加入者の住所あてに送付します。

(3) 26年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる任意継続加入者について

75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までの「納付通知書」を送付します。75歳の誕生日以降は広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します(「資格証明書」は、被扶養者の有無に関わらず、すべての人に送付します)。

【業務部 掛金課】

短期給付金等の受け取り及び掛金等の納付方法(お願い)

給付金等の受け取りを確実にするため、払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの自動引き落としができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費節減にもつながりますのでご協力をお願いします。

【財務部 経理第二課】

貸付けの申込締め切り日に
ご注意ください

3月3日送金分は2月14日(金)が締め切り日となります。通常の締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。 【福祉部 貸付課】

ハンガリーとの社会保障協定が
発効しました

平成26年1月1日に日本とハンガリー両国間の社会保障制度への二重加入防止と年金加入期間の通算を目的とした社会保障協定が発効しました。手続きについては直接私学事業団に問い合わせてください。

※社会保障協定の内容については、日本年金機構ホームページ社会保障協定を参照してください。

(<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>)

【業務部 資格課・年金部 年金第一課】

加入者向広報「レター」3月号等を3月上旬に学校法人等あてに送付します。送付部数は1月末現在の加入者数となっています。不足の場合は広報班までご連絡ください。 【広報相談センター 広報班】

2

月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 1月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 3月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金 1月分掛金口座振替(自振校のみ) 掛金 1月分納期限 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 3月24日送金申し込み締め切り

3

月の共済業務スケジュール

3日(月)	資格 事前受付開始 貸付 送金
6日(木)	貸付 2月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔「月報私学」はホームページにも掲載しています〕

人事異動

(平成26年1月1日付)
次のとおり、発令されましたので、お知らせします。

◆役員

○理事長

再任 河田 悌一

○理事

退任 入江 孝信

(平成25年12月31日付)

新任 山下 馨

再任 栗山 雅秀

再任 西野 宏明

再任 久下 眞一

再任 金子 正

○理事 (非常勤)

再任 國枝 マリ

再任 實吉 幹夫

再任 赫 彰郎

○監事

退任 吉田 信正

(平成25年12月31日付)

新任 鳥井 幸雄

○監事 (非常勤)

再任 小林 喜男

◆運営審議会委員

再任 江上 節子

再任 大沼 淳二

再任 大野 健二

再任 佐藤 弘毅

再任 清家 篤

再任 永井 順國

再任 御手洗 康仁

再任 宮 直仁

再任 吉田 晋

◆共済運営委員会委員

退任 相川 忠洋

退任 榎本 雅人

退任 北村 敬子

退任 中浦 正音

退任 中村 順治

退任 福田 益和

退任 本山 好幸

(平成25年12月31日付)

新任 大野 紀夫

新任 権 丈英子

新任 小林 光俊

新任 武市 玲子

新任 土橋 良一

新任 西村 万里子

新任 平方 邦行

新任 村山 十江

再任 岩井 絹人

再任 大場 本忠

再任 神本 裕美子

再任 川上 恭二

再任 熊谷 守恭

再任 黒田 壽二

再任 公江 純一

再任 坂本 正吉

再任 佐藤 正吉

再任 滝澤 一郎

再任 谷岡 裕二

再任 福元 康

再任 御手洗

ホームページ休止及びメールサーバ停止のお知らせ

電気設備点検のため、私学事業団ホームページのうち「トップページ (<http://www.shigaku.go.jp/>)」、「私学振興事業本部 (助成業務) ページ」、「私学共済事業本部 (共済業務) ページ」の「年金情報提供サービス」及び学校法人向け情報システム (学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等) は、**2月7日 (金) 午後5時45分から2月10日 (月) 午前9時まで休止します。**

また、メールサーバも同期間停止します。停止期間中はメールの受信はできませんので、本事業団への送信はお控えください。※「年金情報提供サービス」以外の「私学共済事業本部 (共済業務) ページ」は通常どおり閲覧できます。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

受配者指定寄付金
寄付金配付申請書類の受け付け

本年度の寄付金配付申請については、

3月12日 (水) 到着分 までを

年度内の配付 (送金) とします。

年度内に寄付金の配付を必要とされる場合は、配付申請書類の提出時期にご留意ください。

なお、3月末は寄付金の受け入れが集中するため、寄付金受領書発行に時間がかかります。ご了承ください。

また、寄付金受領書の日付は私学事業団への着金日です。寄付者 (法人) の決算時期に留意し、早めにご送金ください。

【助成部 寄付金課】

☎03 (3230) 7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還
のご案内 (平成26年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日 (本事業団の口座に入金された日) までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点にご留意ください。

- ①「貸付金返済期日のご案内 (払込依頼書)」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、振り込みを行ってください。
- ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。特に3月は約定償還月にあたります。お忘れのないようご注意ください。

【融資部 融資課】

☎03 (3230) 7869~7871

Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

京都宿泊所「白河院」のおすすめ宿泊プラン

七代目小川治兵衛（植治）による名庭（池泉回遊式庭園）を備える京都宿泊所「白河院」では、大正期の意匠をもつ数寄屋造り（旧館）で本格的な京会席料理をお楽しみいただけます。

京都ならではの風情をお楽しみください。

本格的京会席コース

1泊2食（1名様）

12,495円・13,650円・14,805円

◆季節感を生かした本格的な京会席3コースからお選びいただける宿泊プランです。



夕食（イメージ）



庭園から臨む数寄屋造りの白河院旧館



数寄屋造りの旧館大広間

※記載されている料金は、平成26年3月31日までの料金です。

京 都 「^{しら}白^{かわ}河^{いん}院」

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
 (JR「京都」駅市バスターミナルA-1 番乗り場、又は阪急「河原町」駅・京阪「三条」駅から⑤「岩倉」行きバスで「法勝寺町」下車すぐ前)

融資事業のご案内

平成26年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成26年2月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	1.3	0.8	0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.4	0.9	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

26年度融資のご希望については、2月下旬から3月上旬頃に照会予定です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp